資料3-1

項目		運営方針等決定状況 		A 100 ferror - WELL A A A A A A A
	方向性	基準等	これまでの検討結果	令和6年度に検討すべき主な事項
一部負担金減免	統一	 ● H30年度から、「災害」・「収入減少」の事由に基づく減免は「共通基準」として運営方針「別に定める基準」に定めている。 ● 国が示す基準及び財政支援に基づく一部負担金減免は、府内統一的に実施することを基本として、調整会議での協議により方針を決定。 ● 上記以外の国通知に基づく一部負担金減免は、その必要性や保険料への影響等を勘案したうえで、調整会議での協議により方針を決定。 	ŀ	-
出産育児一時金	統一	● 「出産育児一時金:健康保険法施行令に規定する金額を府内統一基準」 (R5.4.1より改正健保令のとおり500,000円) ● 「葬祭費:府内統一基準 50,000円」 ※平成29年度に整理済み(平成30年4月統一)	-	-
保健事業	統一	 特定健康診査: 血清クレアチニン検査(eGFR)、血清尿酸検査、血糖検査(HbA1c)について、特定健康診査の基本的な項目に加えて実施 人間ドック: 特定健診の検査項目等を充足する検査項目について、府内全市町村で実施 ※平成29年度に整理済み(平成30年4月統一) 独自事業分の財源は、標準保険料率(事業費納付金の対象経費)で確保するものとする。標準保険料率で賄う対象経費は、府保険料総額(医療分)の3.5%(被保険者数10万人以上の保険者)、5.0%(その他の保険者)を保健事業分の上限として、事業費納付金の対象となる保健事業費(共通分)を除く部分を独自事業分とする。 	・ 保険料完全統一後の保健事業の在 り方について、考え方を改めて示 したうえで、進め方等の検討に着 手し、R6年度に引き続き検討する こととした。	・ 保険料完全統一後の保健事業の在 り方について、引き続き検討を進 める。
医療費適正化(医療費通知、ジェネリック差額通知など)	統一	医療費通知及びジェネリック差額通知: 実施回数、記載項目、通知の規格について、府内共通基準を設定 ※平成29年度に整理済み(平成30年4月統一)	-	-

		運営方針等決定状況	これまでの検討結果	令和6年度に検討すべき主な事項
項目	方向性	基準等		
予防・健康づくり 等の推進	-	● 市町村は、被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施し、府は市町村に対して、必要な助言・支援を行うという役割分担を踏まえ、保険者努力支援制度(予防・健康づくり支援交付金)の活用を図り、それぞれの取組みを行う。	-	_
施術療養費の支給 に係る共通基準の 設定		● 「柔道整復」及び「あん摩・マッサージ、はり・きゅう」の施術に係る国等の議論の状況を踏まえ、 府内共通基準の指標の設定について調整会議等に おいて検討を進める。	,	<u>-</u>
府による 給付点検	_	当面は、国の例示項目が府による点検内容の対象 具体的な点検内容については、国保総合システムのレセプト点検機能等を踏まえ、今後、検討を進め、可能なものから実施に努める。 「大阪府給付点検調査に係る事務処理方針」(平成31年3月策定)に基づき運用。 ※平成30年度に整理済み(令和元年度から運用)	-	-
不正利得等の回収	_	都道府県は、保険医療機関等による大規模な不正が発覚した場合、広域的又は医療に関する専門的な見地から、市町村の委託を受けて、不正請求等に係る費用返還を求める等の取組みを行うことが可能 「大阪府における国民健康保険診療報酬等の不正利得の回収に係る事務処理規約」(平成31年4月施行)に基づき運用。 ※平成30年度に整理済み(令和元年度から運用)		<u> </u>
過誤調整	_	 ● 保険者間調整の実態把握 ● 保険者間調整の円滑化に資する取組(他の保険者に対する制度理解の求めや、過誤調整の好事例の横展開) ● 過誤調整できなかった場合の速やかな債権回収の実施 ● 過誤調整の未然防止に向けた取組 	-	-

項目		運営方針等決定状況			
		方向性	基準等	これまでの検討結果	令和6年度に検討すべき主な事項
あはき療養費受領委任制 度導入検討		_	● 保険給付費交付金の連合会直接払い ※令和元年度に整理済み(令和元年度から 運用)	_	<u>_</u>
第三者行為求償		-	● 府国保連合会が開催する研修会の継続 実施● 第三者直接求償に係る事務の請負体制 の整備及び委託契約解除後における法 的解決支援(国保連顧問弁護士、保険 者、国保連の協議の場を設定)	-	-
被保険者	様式	統一	● 運営方針「別に定める基準」に記載の 様式に統一	・ 被保険者証(資格確認書)等に係る取扱いについて、マイナンバーカードの保険証利用開始に伴う資格確認書等の様式等の共通基準や発行するタイミング、有効期限等の検討したところ、共通基準及びシステム改修に伴う経過措置を設けることとした。	・ 運営方針に基づく、各保険者のマイナ
	更新時期 有効期間	統一	● 「11月1日更新、有効期間は1年間」		保険証の目標値の設定や利用促進方法等の検討。
証	交付方法	_	_		
	被保険者 番号	_	● 現行どおり、各市町村の付番ルールに 基づいて付番		
世帯の継続性		統一	● 国が示す基準どおりに判定	-	-
その他の証		_	● 被保険者証以外の様式について、国民 健康保険施行規則に定められている様 式を府内共通様式とし、各市町村にお いて、システム改修のタイミングで統 一	-	-

項目		運営方針等決定状況			
		方向性	基準等	これまでの検討結果	令和6年度に検討すべき主な事項
収納対策	短期証	_	各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充実していくことを勘案し、当面、現行どおり市町村ごとの運用とする	収納率向上に向けた取組みについて、 運営方針に記載し、取組を進める。 収納率向上に向けた収納対策の取組を PDCAサイクルに基づき進捗管理を行うにあたり、目標設定等を検討した。 全体目標等を設定し、府内市町管理に でPDCAサイクルに基づく進步で取り組んでいくこととした。 また、収納率向上に向けた収納対策について、令和6年度も引き続き検討していくこととした。	・ 収納率向上に向けた収納対策について、 引き続き検討を進める。
	資格証明書	_	各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充実していくことを勘案し、当面、現行どおり市町村ごとの運用とする		
	その他	_	各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充実していくことを勘案し、当面、現行どおり市町村ごとの運用とする 「収納担当者研修会」の実施 大阪府域地方税徴収機構との連携		
	滞納処分	_	各市町村で地域の実情に応じた収納対策 を充実していくことを勘案し、当面、現行ど おり市町村ごとの運用とする		
インセンティブ(収納)		_	● 目標収納率及び規模別収納率上昇目標 値を設定	-	-
広報活動		_	医療費適正化に関する啓発など、被保険者や関係機関等に対して府と市町村が連携し、広域的かつ計画的な広報活動を実施 おります。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいまする はいます。 はいます。 はいまする はいまする	令和6年度から府と市町村が広域的に連携して実施(共同実施)の検討したところ、全市町村の意見を踏まえ、年間広報計画を作成し、令和6年度から広報共同実施していくこととした。	・ 令和7年度からの広報共同実施における年間計画について、検討を進める。
報奨金制度		統一 (激変緩和 対象)	● 激変緩和措置期間に限り、実施 ※平成29年度に整理済み 令和5年度で激変緩和措置期間終了により 廃止。	<u>-</u>	-

項目		運営方針等決定状況	これまでの検討結果	令和6年度に検討すべき主な事項	
	方向性	基準等			
精神·結核 給付	_	 これまでの経過や被保険者(給付対象者)への 影響を考慮し、当面の間は現行制度を継続 他制度との整合性や公平性確保の観点を踏ま え、概3年ごとに実態調査を実施し、調整会議 において方向性を検討。 			
高額療養費 の計算方法 等	_	高額療養費の計算方法や申請勧奨事務については、適宜、事務運用を定めて実施。申請手続きの簡素化については、原則として実施。	-	<u>-</u>	
高齢者の保 健事業と介 護予防の取 組みとの連 携	統一	 市町村における国保の保健事業と後期高齢者 医療制度の保健事業、介護保険の地域支援 事業との一体的な実施を推進。 府は、高齢者の保健事業と介護予防の取組を 一体的に推進する市町村に、適切な助言や支援等を行う。 	<u>→</u>		
円滑な制度 運営に向け た調整	_	● 客観的な事実に基づき、重大な事象等が生じていると認められる場合には、状況の把握・分析、評価することにより検証を行い、調整会議等の意見を聴きながら、運営方針に沿った対応措置を別途設ける。	・ 令和6年度からの制度運営にあたり、次期 国保運営方針に定めるPDCAサイクルに基 づく進捗管理すべき取組を検討し、令和6 年度から実施していくこととした。	<u>-</u>	

^{※「}検討結果」・「検討すべき主な事項」欄に記載している「-」について、既に整理済み及び方向性等が決定、また国の動向を注視するものとして表記して いるが、今後、必要に応じて検討するものとする。